

令和5（2023年）年度伊丹市地域防災計画の主な修正内容

1 国及び県の防災計画を踏まえた改正について

【修正案】

長周期地震動に係る情報伝達

令和5年2月1日から気象庁が発表する緊急地震速報等の対象に長周期地震動が追加されたこと等を踏まえた修正を行った。また、長周期地震動に関する説明についても加筆した。

＜本編 第2編 第2章 第2.1章1. 地震情報の収集・伝達、第7編 第1章 3. 南海トラフ地震について＞及び＜資料編 資料-10 震度階級表、資料-33 防災気象情報の解説等＞

＜第2編第2章第2.1章1. 地震情報の収集・伝達 <参考>>

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

ただし、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(2) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点ごとに長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。

【参考】 長周期地震動階級

長周期地震動階級とは、固有周期が1～2秒から7～8秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標のことをいう。

長周期地震動階級

階級 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。 ● ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。
階級 2	<ul style="list-style-type: none"> ● 室内で大きな揺れを感じ、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 ● キャスター付きの家具類等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。
階級 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 立っていることが困難になる。 ● キャスター付きの家具類等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり不安定なものは倒れることがある。
階級 4	<ul style="list-style-type: none"> ● 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。 ● キャスター付きの家具類等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。

安否不明者等の氏名等の公表に関する事項

令和5年10月に兵庫県が定めた方針に基づき、市町村では安否不明者等の名簿の作成が必要とされることから、本市においても安否不明者等の名簿の作成等に関して地域防災計画に明記した。

＜本編第2編第2章第2.1章第4節4. 安否行方不明者等の名簿の作成等〔新規制定〕＞及び＜本編第3編第2章第2.1章第4節4. 安否行方不明者等の名簿の作成等〔新規制定〕＞

4. 安否行方不明者等の名簿の作成等

災害時における安否不明者等の氏名等の公表方法については、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、「災害時における安否不明者の氏名等の公表について（令和3年9月16日付府政防第972号、消防災第132号）」に基づき、原則公表とする。

ただし、住民基本台帳事務処理要領（総務省）に基づき、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等によって住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されている者については、非公表とする。

令和5年10月に兵庫県が定めた方針のもと、発災後すみやかに安否不明者等の名簿の作成及び兵庫県に対して名簿の提出が必要となることから、県警察、医療機関及び事故発生責任者などからの安否情報の収集・整理については総括本部事務局があたるものとする。

その際、関係部局、関係機関、事故発生責任者等の担当窓口と情報交換、調整を積極的に行い、常に、最新のデータとするよう配慮する。

令和5（2023年）年度伊丹市地域防災計画の主な修正内容

2. 水防計画の構成の見直し及び水防法に伴う修正について

水防法（昭和24年法律第193号）のこれまでの改正に際して、本市の計画に反映ができていなかった項目について、新規に制定又は修正を行った。

また、これまでの水防活動等の教訓をもとに市が独自に検討し、修正した事項については、**市独自**と記載した。

水防計画の構成に関する見直しについて

(1) 水防計画と地域防災計画の関係性の明確に位置付けた。**市独自**

これまで、地域防災計画と水防計画の関係性が不明瞭であったため、風水害に関する規定に齟齬や重複部分があった。そのため、風水害に関しては、水防準備配備から水防本部設置までの内容に関しては水防計画で定めることとし、災害対策本部設置以後の対策については地域防災計画に定めることを明記した。ただし、平常時の予防事務については、地域防災計画で定めるものとする。

<水防計画 第22章 水防計画〔新規制定〕>

1. 伊丹市地域防災計画との関係

本計画は、水災が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合の配備及び災害応急対策活動について定める。

(2) 本編中に掲載されていた資料の大部分を資料編に集約した。

地域防災計画の構成にならい、水防計画の本編中に掲載されていた資料を資料編に集約した。これにより本編の内容を把握しやすくし、また資料に関する軽微な修正については防災会議に諮らずとも改訂が行えるようにした。

水防態勢の解除についての見直し **市独自**

従来の水防態勢の解除条件について、これまでの水防活動や、高潮による浸水想定区域の指定を受けたことに伴い見直した。

<水防計画 第19章 水防態勢の解除〔一部改正〕>

水防管理者は、警報の解除若しくは水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じて水害若しくは高潮の危険がなくなったとき、又は地震による堤防等の被害による災害の発生のおそれなくなったときは、水防態勢を解除する。

(1) 水防本部（水防本部長）は、水防態勢の解除を命じた場合は、関係機関に周知する。

(2) 水防管理者は、水防態勢の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、所轄土木事務所長、各農林（水産）振興事務所及び兵庫県水防本部に対して、その旨を報告するものとする。

水防法に関する事項の反映

水防法の改正に伴い、新規に制定又は一部改正をしたものは、次の事項のとおり。

第1章 総則

- ・ 用語の定義〔新規制定〕
- ・ 安全配慮〔新規制定〕
- ・ 洪水予報河川、水位周知河川及び水防警報河川〔新規制定〕
- ・ 水位周知海岸及び水防警報海岸〔新規制定〕

第6章 予報及び警報〔新規制定〕

- ・ 気象予報及び警報〔新規制定〕
- ・ 洪水予報〔新規制定〕

第7章 水防警報〔新規制定〕

- ・ 国土交通大臣の発する水防警報〔新規制定〕
- ・ 知事の発する水防警報〔新規制定〕

第12章 水防倉庫及び水防用資器材等

- ・ 資器材に関する管理及び調達〔新規制定〕
- ・ 輸送の確保〔新規制定〕

第15章 他の水防機関との協力及び応援

- ・ 国（河川事務所、地方气象台等）との連携〔新規制定〕
- ・ 住民、自主防災組織等との連携〔新規制定〕

第17章 費用負担と公用負担

- ・ 費用負担〔新規制定〕
- ・ 公用負担〔一部改正〕

第19章 水防態勢の解除

- ・ 水防態勢の解除〔一部改正〕 **市独自**

第21章 報告

- ・ 県知事への報告（宝塚土木事務所長経由）〔一部改正〕
- ・ 水防管理者への報告〔一部改正〕

第22章 水防計画

- ・ 伊丹市地域防災計画との関係〔新規制定〕 **市独自**
- ・ 水防計画の策定及び変更について〔一部改正〕

第23章 水防訓練

- ・ 水防訓練〔一部改正〕

第24章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置〔新規制定〕

令和5（2023年）年度伊丹市地域防災計画の主な修正内容

災害救助法に関連した各種整備等の改正に伴う修正

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項及び第5項の規定に基づく、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年6月16日付内閣府告示第228号）に基づいて、本市地域防災計画において修正を行った。

<本編 第12章 医療救護 3.2 応急医療及び助産の実施（災害救助法に基づく適用要件）>

- ・ 医療費のために支出できる費用の項目、期間の延長の際に要する同意者について修正

<資料編 【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間>

- ・ 内閣府告示及び「兵庫県災害救助の手引き（令和5年9月）」の内容をもとに、救助の種類、対象、費用の限度額等を修正

関係機関からの修正内容を反映

令和5年8月末時点における関係機関からの修正依頼の内容を反映した。

<本編、資料編・様式編・水防計画>

- ・ 防災気象情報の解説等
- ・ 気象情報等の伝達系統
- ・ 関西電力（株）及び関西電力送配電（株）の組織変更に伴う改正等

3. 伊丹市の施策に関する修正及びその他の修正内容について

各部の災害予防事務、災害対策（水防）本部事務分掌の見直し

令和5年4月1日時点の組織変更及び人事異動に伴うものと、各対策部からの依頼により修正を行った。

- (1) 「水道部」を「上下水道部」に対策部の名称を変更した。
- (2) 施設部において、「施設2班」が上下水道部に異動したため、班体制を4班（住宅班含む）から3班体制となった。また、「施設3班」を「施設2班」に名称を変更した。
- (3) 上下水道部において、班編成を1班から2班体制とした。「水道班」を「水道1班」に、そして「施設2班」を「水道2班」として編成した。
- (4) 上下水道部の事務に関して、伊丹市地域防災計画及び伊丹市水防計画に見直しを行った。
- (5) 援護部において、新たに2班を制定し、援護1班から援護4班として、班編成と事務分掌を見直した。

<資料編 【資料7】伊丹市災害対策（水防）本部事務分掌及び水防計画 資料編 第2章【資料2】 伊丹市災害対策（水防）本部事務分掌>

- ・ 組織編成、事務分掌の見直し
- (6) 消防対策本部の編成及び任務の見直し
- <本編第5編第2節2. 組織及び編成>
- ・ 「調査班」、「情報班」を統合し、「情報調査班」として編成した。

関係部局からの修正内容を反映

令和5年8月末時点における関係部局からの依頼に基づき、内容を修正した。修正にあたり、代表的な事項については、次のとおり。

- (1) 防災拠点施設等の整備・充実
<本編 第2編第1章第7節1. 方策 2.4 防災拠点施設等の整備・充実>
 - ・ 緊急通行車両や災害応援車両などの車両の受入を、本庁舎の来庁者用駐車場及び今池の埋め立て空き地で行うことを明記
- (2) 防災啓発
<本編 第2編第1章第28節2. 方策 2.6 広報による啓発>
 - ・ LINE防災アプリ「伊丹市防災」を利用して市民向けの防災啓発を実施